

『質的心理学フォーラム』規約

1. (発行と編集) 日本質的心理学会は、『質的心理学研究』(個別研究論文の投稿誌)と『質的心理学フォーラム』(研究対話を興隆する論考誌)の二機関誌を発行する。両機関誌は、質的研究において理論的・方法的な最先端の領域を切り開いていくことをめざしている。『質的心理学フォーラム』は、『質的心理学フォーラム』編集委員会(以下、編集委員会)において編集を行い、斬新で挑戦的な企画や学会員相互の交流をはかる論考や記事からなる。
2. (目的と領域) 本誌の編集方針は、「対話」である。本誌は、議論や知的発想を喚起するような「良質な対話」の実現を図るものである。そのために、会員の相互交流や、諸領域・諸学問の交流等を積極的に図るものである。諸学問には、心理学のみならず、教育学・社会学・人類学・福祉学・看護学・文学・言語学・歴史学・地理学・経済学・経営学・法学・医学・生物学・工学など広く諸領域の研究や学際的研究を含む。
3. (刊行間隔) 本誌は、年刊とする。なお、本誌は紙版発行の半年後をめぐりに、CiNii(NII論文情報ナビゲータ)などのシステムを利用してWEB上でも公開するものとする。
4. (構成) 本誌は、「論文」「記事」「報告」等によって構成する。「論文」には、質的方法に基づく経験的研究・理論的研究・方法論的研究に焦点を当てた特集に関する特集論文、近年の研究動向や知見に関する展望論文、質的研究に関する議論を喚起する意見論文等を含む。「記事」には、質的研究に関連するエッセイやインタビュー等を含む。「報告」には、年次大会に関する報告や、学会運営に関する会務報告等を含む。なお、毎号、これら全てを掲載するものではない。
5. (投稿) 本誌に掲載する論文・記事・報告等は、編集委員会からの依頼または募集に応じて、投稿される。
6. (投稿者) 本誌に掲載する論文・記事・報告等は、少なくともその第一筆者が本学会会員であることを要する。ただし、編集委員会の議を経て、依頼された原稿については、この限りではない。
7. (未公刊の定義) 本誌に投稿できる「論文」は、未公刊のオリジナル論文のみである。既に学会誌・紀要・著書などにおいて公刊、あるいは公刊予定、あるいは投稿中の論文をそのまま投稿することは認められない。ただし、新しいデータの追加、新たな視点による分析や考察などによって、オリジナルな研究として新規に再構成されたものはこの限りではない。また、科学研究費報告書、学会発表論文集、研究会発表資料などの報告は、公刊とはみなさない。

8. (二重投稿の禁止) 投稿から審査結果が通知されるまでの期間を投稿期間とし、この期間に同一または同等の論文を他の雑誌に重ねて投稿することは、二重投稿として禁止する。
9. (研究者倫理) 研究の施行および論文・記事・報告等の執筆・投稿においては、研究者倫理に基づいて行動しなければならない。投稿者は、その内容および研究手続き、公表の仕方において、人権を尊重し人びとの福祉に十分配慮しなければならない。
10. (投稿手続き) 原稿作成を含めた投稿に関する手続きについては、『質的心理学フォーラム』投稿および原稿作成のための手引き」に定めるところによる。
11. (審査)
 - (1) 「論文」については、編集委員会において審査を行い、掲載の可否を決定する。
 - (2) 審査は一度のみとし、審査結果は、「掲載」「修正掲載」「掲載見送り」に分けられる。「掲載」と「修正掲載」は、審査方針に照らして、本誌に掲載が認められる論文である。「修正掲載」となった論文については、要修正箇所の修正を編集委員会において確認し、本誌に掲載する。「掲載見送り」は、本誌へのオリジナルな貢献に乏しいと思われる論文や、本誌の目的や審査方針に照らして著しくそぐわないと判断される論文、実証または論証において著しく合理性を欠くと判断される論文である。
 - (3) 論文は、創発性の契機の提供、新たな視点の提供、提言としての可能性、価値の再発見、境界横断性、異種混濁性、のうち複数について、学界への貢献が認められるものをより高く評価するという審査方針に基づいて行われる。
 - (4) 「修正掲載」となった原稿を修正後に再投稿する場合には、前回の原稿からの修正点、改稿のポイントなどをまとめた「修正対照概要」1部を修正稿1部とともに送付する。
 - (5) 「記事」および「報告」については、審査は行わないが、表記や表現について、公共性や研究者倫理、学術的適切性を欠く場合には、編集委員会より修正を求めることがある。正当な理由なく修正に応じない場合は、掲載を見送る場合がある。
12. (入稿と校正) 入稿については、『質的心理学フォーラム』投稿および原稿作成のための手引き」に定めるところにしたがって、執筆者は編集委員会事務局に原稿一式を送付する。校正については、著者による校正は初校のみとし、再校以降は編集委員会が行う。
13. (編集委員会事務局) 編集委員会事務局においては、投稿の受付や審査結果の送付など編集にかかわる実務を行う。

附則：本規約は、2009年6月7日より施行される。

附則：本規約は、2011年4月2日に改定された。

附則：本規約は、2014年4月15日に改定された。